

平成二十五年十二月六日受領  
答 弁 第 九 三 号

内閣衆質一八五第九三号

平成二十五年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における法務大臣の当時の発言等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一〇年九月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における法務大臣の当時の発言等に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十二年十月六日の衆議院本会議において、お尋ねのような発言があったことは承知している。

二について

お尋ねの「欠陥」については、その意味するところが明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

三から七までについて

先の答弁書（平成二十五年十一月十二日内閣衆質一八五第三八号。以下「三八号答弁書」という。）二から四までについて及び先の答弁書（平成二十五年十一月二十二日内閣衆質一八五第六六号。以下「六六号答弁書」という。）三及び四についてでお答えしたとおりである。

八及び九について

お尋ねに関し、政府としての認識は、三八号答弁書二から四までについて並びに六六号答弁書三及び四

について及び五から七までについてでお答えしたとおりである。お尋ねが谷垣法務大臣個人の認識に関するものであれば、政府としてお答えすることは困難である。